

人流データサービスの賃貸借及び保守に係る仕様書

1 背景と目的

本県では令和9年度に開催される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の他、スポーツキャンプや大規模イベント開催時に来訪者増加が見込まれる。また、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定される等、危機管理・防災対策は県政の重要課題として位置づけられている。

交通渋滞対策、観光施策の最適化、危機管理・防災対策等の分析精度向上を図り、エビデンスに基づく行政運営を実現するため、スマートフォンアプリ等から取得された位置情報データを活用し、エリア内の人流を定量・定性的に把握するとともに、AIを積極的に活用し分析することを目的とする。

2 サービスの利用期間

令和8年6月15日から令和9年3月31日まで

3 サービス提供の要件

(1) サービス形態

以下の要件を満たすこと。

ア Webブラウザ上で動作するクラウドサービス (SaaS型) として、地理空間データ可視化及び分析ができること。又は、オープンな地理空間データ可視化サービスとの組合せで分析が可能なデータで提供できること。

イ 本県のLGWAN接続系端末からインターネットを経由して利用できること。

ウ 現在本県にて使用している一括導入PCで問題なく動作できること。

なお、本県の一括導入PCの代表的な仕様は以下のとおり。

(少なくとも、以下のPCでの動作を保証すること。)

ただし、時系列でデータの推移可視化などにおいてPC性能不足により動作が保証されない場合は回避策を提案すること。

一括導入PCの仕様 (代表例)

No.	種別	使用ソフトウェア
1	型	● A4ノートタイプ
2	CPU	● Intel Core i5 1335U 相当以上
3	メモリ	● 8GB以上
4	OS	● Windows 11 Pro 64ビット(日本語版)
5	Webブラウザ	● Microsoft Edge ※その他のブラウザの利用についてはデジタル推進課との協議事項
6	ウイルス対策ソフト	WatchGuard EPDR
7	クライアント管理ソフト	SkySea Client View
8	その他のソフトウェア	Microsoft365、Adobe Reader (最新版)

※OS、Webブラウザ、ウイルス対策ソフト及び各種ソフトウェアは、常に最新のパッチが適用されている。

(2)利用者

- ア 利用できる人数（アカウント数）は最低5人とすること。
- イ 同時に利用できる人数は5人以上とすること。
- ウ 関係部署が、契約期間内に自由に分析作業を行えること。
- エ このライセンスについて、県内の市町村のデジタル関係部局と共有することを許可可能な場合は、企画提案書にその旨並びに許可可能な本数を明記すること。

(3)データ条件

- ア 全人口の推計をするのに十分に有意な数の標本データを用いていること。
- イ 宮崎県内に居住または来訪した人数を含んだデータを備えていること。
- ウ GPS位置情報は、ユーザー個別の同意を得た位置情報であること。
- エ 個人情報保護法に基づき、統計加工及び秘匿化処理されたデータであること。
- オ 直近のデータから最低過去2年を遡って分析可能であること。
- カ 50mメッシュ程度の粒度で空間分析ができること。

(4)分析機能

- ア 任意の形状で指定したエリアの来訪者人数・性別・年代・居住地、滞在時間の分析が可能であること。エリア設定は自由に柔軟に変更できること。
- イ 指定エリア内の人の動きを時系列で可視化し、移動手段（徒歩、車両等）や移動速度別の絞り込みができること。
- ウ エリアの来訪者特性（属性・居住地）を把握できる「統計分析ツール」と、指定エリア内の人の流動（移動手段・速度・方向）を時系列で可視化できる「流動分析ツール」の2機能を有すること。
- エ AIを用いた分析が可能であること（ツールにAIが含まれていない場合は、外部のAIサービスの利用も可とする）。

4 保守等

(1)研修

発注者の要請に応じて、当該サービスの利用等に関する職員向けの研修を1回以上行うこと。研修形式は、対面方式、オンライン方式またはハイブリッド方式とし、発注者は、当該研修を撮影・動画化し、発注者組織内で二次利用できるものとする。

また、研修の内容は以下を想定しているが、詳細は発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。

- ア 操作レクチャー
- イ 活用方法及び分析方法のアドバイス（AIを用いた分析の研修は必須とする）

(2)マニュアル

当該サービスの利用に関するマニュアルを準備すること。

(3)運用サポート

発注者からの使い方等の問い合わせに対して、電話・電子メール等により直接対応すること。

(3) 県内自治体への提供

本県の運用上、本県が作成・分析したデータ等を県内各自治体に提供する場合がある。

5 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議した上で決定することとする。